

2005年10月14日

岡山県危機管理課 様

中尾元重

岡山県国民保護計画(素案)に対する意見

1 国民保護計画の「母法」である国民保護法は違憲立法である

日本国憲法はその前文及び第9条で非戦・非武装の立場を定め、基本的人権を享有する絶対的条件として平和のうちに生きることを権利として保障している。

しかし憲法制定当時の「自衛権の発動としての戦争も交戦権も放棄したもの」（吉田茂首相）という政府の第9条解釈は、冷戦による占領政策の転換、サンフランシスコ講和条約と日米安保条約の締結とともに大幅に変更され、創設された違憲の自衛隊はいまや世界第2位の実力を備えるまでになっている。

一方で、日米両政府首脳間において日米関係を運命共同体とする合意形成をとめないながら軍事面で共同訓練・演習を重ね、日米共同作戦体制が年とともに充実強化されてきた。

1960年に改定された現行日米安保条約は第5条で日米共同対処を初めて可能にしたが、その範囲を「日本国の施政の下にある領域」に限定し、領域外での活動を想定するまでにはなっていなかった。しかし1990年代の半ば以降、この範囲をアジア・太平洋地域に拡大し、グローバル化するための「新日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）が策定され、それを担保する一連の国内法＝違憲立法群が国民の強い反対を押し切って整備されてきた。その中軸となる法は1999年の周辺事態法、2003年の武力攻撃事態法、2004年の有事関連7法と3条約案件であり、日本国憲法の下でおおよそ存在し得ない有事（戦争）法体系がここ10年がかりの期間に完結した。

いま、岡山県が国の指導で策定し、県民にその可否、適不適について意見を求めている「岡山県国民保護計画（素案）」は、これら一連の違憲法体系の中で最も国民・市民に直接関係する国民保護法に基づくものである。

国民保護法は米軍の先制攻撃戦略に有効に対応する国内法の一つである。「国民保護」と称して国民を戦争の渦中に巻き込む行政措置を定めており、憲法上「侵すことのできない永久の権利として」保障される基本的人権の諸規定に深く抵触する法である。国土が戦争状態になった時いかに人権が侵害されるかは、沖縄戦を始めあらゆる戦争が証明し尽くしている。武力攻撃事態等への対処（戦争）にあたって国民の協力を得るためには、この凄惨なイメージを覆い隠さなければならない。だからこそ武力攻撃事態法では第3条で「武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されな

ければならず、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は…必要最小限のものに限られ、憲法の「基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」とわざわざ強調しているのである。この主旨は国民保護法第5条に引き写され、「国民の保護に関する基本指針」や「都道府県国民保護モデル計画」で基本的な方針として繰り返され、さらに「岡山県国民保護計画（素案）」の第1編第2章の冒頭でもそのまま掲げられている。

しかしこれほど「連呼」されても条文の規定と現実を混同するほどことは単純ではない。この問題に関する上原公子国立市長の質問に対し、小泉内閣は「『我が国の平和と独立』や『国及び国民の安全』を確保するという高度の公共の福祉のためには、必要最小限の範囲において基本的人権を制約することが許される」と回答している。「高度の公共の福祉」とは憲法第13条の主旨と全く異質のいわゆる「軍事的公共性」に他ならない。

本来、「公共の福祉」は「すべて国民は、個人として尊重される」という人権の不可侵を前提にした概念である。日本国憲法は一切の軍事力を根源から排除し、国家緊急権についてもこれを公権力に与える規定を持っていないから、したがって軍事目的のために市民の権利・自由を制限する公権力の行使は公共性を欠き違憲無効であるというのが通説である。

ところが、「武力攻撃事態等」に対処しようとするれば戦闘における軍の論理が最優先課題とならざるを得ない。そこでは事実上立憲的な憲法秩序は停止され、戦局に応じて「軍事的公共性」は限りなく膨張し、基本的人権に対する「最大限」の保障範囲はどこまでもゼロに近く圧縮され続けるであろう。戦時と人権は両立することができないのである。

私は、改めて県知事を始めすべての県職員、特に当該行政事務担当者の皆さんに、憲法第10章で立憲主義の要点として示されている基本的人権の本質、最高法規性と憲法尊重・擁護義務に関わる条項に照らして自らの職務を真剣に見つめ直すよう問いかけておきたい。

2 「武力攻撃事態等」の発生に現実性があるのか

国民保護法は第1条で「武力攻撃事態等」の発生を前提としている。しかし現在の国際状況のもとでは、この「武力攻撃事態等」は主として米軍の武力行使によって引き起こされる「周辺事態」の波及によるもの以外には考えられない。（その可能性は「周辺事態」に際して我が国が実施する後方地域支援等の対応措置によって相手国の反撃を招き、いっそう高まると見るべきであろう。）

一体我が国の周辺で「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれ

のある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（周辺事態法）が近い将来予見されるというのか。

我が国を取り巻く安全保障環境として「大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」（「国民の保護に関する基本指針」）と本気で考えているのか。

「対応が差し迫っている課題」とは一刻の猶予もない緊迫した状態をいうのではないのか。そうであればなぜ県民にその重大性について警告を出そうとしないのか。

武力攻撃を想定する以上、我が国周辺のいずれかの国を我が国に対する侵攻国家として認定しなければならない。それは一体どの国なのか。どの国を仮想敵国としているのか。

軍事侵攻は、侵攻する意志と侵攻の能力が国家に備わって初めて可能となる。「手段たる戦争は目的たる政治的意図を離れては考えることはできない」（クラウゼヴィッツ）。例えば北朝鮮に我が国を侵攻する意志と能力があると判断しているのか。ロシアはどうか。中国、韓国、東南アジア一帯の国家はどうなのか。

いま朝鮮半島の非核化をめざす6ヵ国協議が複雑なプロセスを経ながら進行している。50年以上に及ぶ休戦協定のまま国家の分断を余儀なくされ、幾多の紛争事案を抱えてきたこの地域で、武力でなく戦後史上初めての対話機構が定着しつつある事態をどう見るのか。確かに北朝鮮は過去にラングーン事件や拉致問題など国際社会のルールや人道を破る諸事件を犯してきたが、平壤宣言に署名した当事者である我が国が、この枠組みに参加しながらなおかつ北朝鮮を日本海を越えて侵攻してくる国家と認定するのか。過去に侵した植民地支配の清算もしないで一方的に我が国に対する脅威が発生する地域と見なし続けるのか。

東南アジアについても県の真意を問いたい。アメリカがベトナム戦争を有利に展開するためにつくった東南アジア条約機構（SEATO）と併存する形で東南アジア諸国連合（ASEAN）が1967年に設立された。SEATOはアメリカのベトナム敗戦後1977年に解体したが、ASEANはいま10ヵ国5億人を超える人口を擁し、1976年2月に初の首脳会議を開いて東南アジア友好協力条約（TAC）を締結した。現在TACにはASEAN10ヵ国に加えて日本、中国、韓国、インド、ロシア、アメリカだけでなく、2000年からは北朝鮮も参加し、今年新たにモンゴル、ニュージーランドも加入して広大な多国間の安全保障対話が形成されている。さらに1994年にはASEAN地域フォーラム（ARF）が結成され、日本、アメリカ、北朝鮮を含む25ヵ国・機構が参加している。

いまやこの地域に分断と敵視の軍事同盟は存在しない。TACは国連憲章と主権・領土保全の尊重、すべての国の対等平等など1955年のバンドン10原則とほぼ共通する6原則をうたっている。これを承認して加盟した19ヵ国の総人口は世界人口の半分以上、

3 3億8千万人に達する。我が国は自らも参加するこの安全保障対話の中で、どこに我が国に対する脅威を見いだしているのか。確かにこの地域の一部には地域紛争や部族間の争いがいまだに存在するが、それらの限定された武力抗争のどれが「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれ」に拡大転化する要素を内蔵しているというのか。

以上の疑問に真正面から答えて頂きたい。

「我が国に対する外部からの武力攻撃に対し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な法制を整備することは国としての当然の責務」（「国民の保護に関する基本指針」）というのであれば、少なくとも「外部からの武力攻撃」の可能性、蓋然性、緊急性について具体的に国民に説明するのが当然というものであろう。岡山県がこの国の方針に基づいて忠実に作業を進めている以上、県自身の説明責任を免れることはできない。

3 国民保護計画の策定事務は直ちに中止すべきである

「武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護」するために最も有効な方法はなにか。それはアメリカの先制攻撃戦略を無条件に支持し追随して「武力攻撃事態等」の最大の誘因を不問に付すだけでなく、自らも自衛隊の海外出動を本務化して積極的に関与しようとする国の政策を改め、「武力攻撃事態等」そのものの発生を防止する外交努力を独立国家として強めることでなければならない。それは特定の国ぐにを「悪の枢軸」と決めつけ、これらの国に対して先制攻撃戦略をとるアメリカとの軍事同盟を廃棄し、集団的自衛権の行使を可能にするすべての有事関連法を廃止したうえ、憲法の規定にしたがって非同盟・中立・友好の外交方針を貫いて初めて可能となる。

国内の現状では、いま直ちにこのような措置が実現できる条件にはない。しかし「平成17年版日本の防衛」でも2004年12月に改定された新新「防衛計画の大綱」でも、そしてまた「国民の保護に関する基本指針」においても「我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下」していると判断している状況のもとでは、少なくとも国民保護法に基づく国民保護計画の策定を急ぐ必要は全くない。

これを無視して前項の疑問に具体的に答えられないまま国の方針に従うとすれば、計画の策定理由をおそらく将来、しかもいつ起こるか分からない架空の事態に備えるためと強弁せざるを得ず、国民保護計画策定作業を続行すること自体が全くの無意味に帰してしまうといわなければならないであろう。

岡山県国民保護計画に関わる一切の行政事務は直ちに中止すべきであると申し上げた

い。

以上